特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年6月11日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第3号 2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社 執行役社長 森 望

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日:2025年7月1日
米旭朔ロ及○ 米旭朔 同	実施期間:別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件(以下「本供給条件」といいます。) は、特定小売供給約款(2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約 款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款を いいます。以下「供給約款」といいます。) にもとづき電気の供給を受ける お客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は, 2025 年 7 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針 区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力およ び農事用電力(脱穀調整用電力)で、料金の算定期間を契約使用開始日か ら翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日 の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたしま す。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15 (定額電灯) (4)、供給約款 18 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 17 (臨時電灯) (1)ハ、供給約款 20 (臨時電力) (3)イ、供給約款附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) (2)、供給約款 16 (従量電灯) (1) ニ、供給約款 16 (従量電灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (2)口、供給約款 17 (臨時電灯) (3)口、供給約款 18 (公衆街路灯) (2)口、供給約款 18 (公衆街路灯) (3) ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)口、供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間)に定める適用期間における,供給約款 15 (定額電灯)(4),供給約款 18 (公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金,供給約款 17 (臨時電灯)(1)ハ,供給約款 20 (臨時電力)(3)イ,供給約款附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置)(2),供給約款 16 (従量電灯)(2)ホ,供給約款 17 (臨時電灯)(2)ロ,供給約款 17 (臨時電灯)(3)ロ,供給約款 18 (公衆街路灯)(2)ロ,供給約款 18 (公衆街路灯)(3)ハ,供給約款 19 (低圧電力)(5),供給約款 20 (臨時電力)(3)ロ,供給約款 21 (農事用電力)(3)の電力量料金は,各供給約款に定める燃料費調整によらず,燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(1)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1)平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお,平均燃料価格は,100円単位とし,100円未満の端数は,10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0140$

 $\beta = 0.3483$

 $\gamma = 0.7227$

なお,各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1円とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価(以下「基準燃料費調整単価」といいます。)は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお,基準燃料費調整単価の単位は,1銭とし,その端数は,小数 点以下第1位で四捨五入いたします。 a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

基 準
$$= (27,100 \, \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \, \text{の基準単価}}{1,000}$$
 燃料費調整単価 $= (27,100 \, \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{1,000}{1,000}$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り, かつ, 40,700 円以下の場合

基 準
$$=$$
 $($ 平均燃料価格 $27,100$ 円 $)$ \times $\frac{2$ の基準単価 $}{1,000}$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は,40,700 円といたします。

基 準
$$= (40,700 \, \text{円} \, - \, 27,100 \, \text{円}) \times \frac{2 \, \text{の基準単価}}{1,000}$$
 燃料費調整単価

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。
 - a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から2025年8月の検針 日の前日までの期間
2025年4月1日から2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針 日の前日までの期間
2025年5月1日から2025年7月31日までの期間	2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検 針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は,各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料 費調整単価適用期間は,a に準ずるものといたします。この場合,a にいう検針日は,そのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力(脱穀調整用電力)で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

- ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費 調整単価
 - (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

燃料費 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 調整単価

(中) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

燃料費 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り,かつ, 基準燃料費調整単価が,(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を 下回る場合

燃料費 =(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 – 基準燃料費調整単価 調整単価

(二) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り,かつ,基準燃料費調整単価が,(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
 - a 定額制供給の場合
 - (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年	
		8月の検針日の前日までの期間	
		および2025年9月の検針日から	2025年8月の検針日から2025年
		 2025 年 10 月の検針日の前日まで	9月の検針日の前日までの期間
		の期間	
	10 ワットまでの1灯 につき	7円77銭	9円32銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯に つき	15 円 54 銭	18円 64 銭
電	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯に つき	31 円 07 銭	37 円 29 銭
灯	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯に つき	46 円 61 銭	55 円 93 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯に つき	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	100 ワットをこえる 1灯につき 100 ワッ トまでごとに	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	50 ボルトアンペアま での 1 機器につき	23 円 20 銭	27 円 84 銭
小型機	50 ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアン ペアまでの 1 機器に つき	46 円 40 銭	55 円 68 銭
器	100 ボルトアンペア をこえる1機器につ き 100 ボルトアンペ アまでごとに	46 円 40 銭	55 円 68 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	および 2025 年 9 月の検針日から	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
	の期間	
総容量が 50 ボルトアンペ アまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が 50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボルトアンペ アまでの場合	1 円 25 銭	1円 50 銭
総容量が 100 ボルトアンペ アをこえ 500 ボルトアンペ アまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに	1 円 25 銭	1円 50 銭
総容量が 500 ボルトアンペ アをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

(c)臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は,次のとおりといたします。

	および 2025 年 9 月の検針日から	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
	2025 年 10 月の検針日の前日まで の期間	
契約電力 0.5 キロワット の場合 1 日につき	6円 58 銭	7円90銭
契約電力1キロワット 1日につき	13 円 16 銭	15 円 79 銭

(d)農事用電力(脱穀調整用電力)

特別措置の燃料費調整単価は,次のとおりといたします。

【2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	3円29銭	6円 58 銭	13 円 16 銭	19 円 74 銭	6円 58 銭

【2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	3 円 95 銭	7円89銭	15 円 79 銭	23 円 68 銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

(a)従量電灯A,臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間 および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日まで の期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最 初の 15 キロワ ット時まで	30円00銭	36 円 00 銭
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時に つき	2円00銭	2円40銭

(b)(a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年	
	8月の検針日の前日までの期間	goor 左이 및 소사실 및 라스 goor 左
	および 2025 年 9 月の検針日から	2025年8月の検針日から2025年
	2025年10月の検針日の前日まで	9月の検針日の前日までの期間
	の期間	
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は,(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(p) 臨時電灯A, 臨時電力および農事用電力(脱穀調整用電力)

燃料費調整額は,(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

口従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯B および公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、 最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- (1) 定額制供給の場合
 - イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10 ワットまでの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1円28銭2厘
電	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2円 56 銭 3 厘
灯	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3円84銭6厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6円40銭9厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	6円40銭9厘
小	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円91銭4厘
型機	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円82銭8厘
器	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

口 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき 1円08銭6厘

二 農事用電力 (脱穀調整用電力)

基準単価は,次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は, 次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2円47銭5厘
電力量 料 金	上記をこえる1キロワット 時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は,次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号) 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号) 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気	気事業法等の一部を	≥改正する法律の施	行に伴う経過措置	置に関する省令第 20	3 条第 1 号)
	特定小売供給約	方款以外の供給条件	による供給を必要	夏とする理由	

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された 内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援す るという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請 を受けたところであります。

ついては、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円(消費税等相当額を含む)を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円(消費税等相当額を含む)を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号) 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

			2025年9月分	
		10月分		
		(a)	(b)	
1kWh につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭	

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh	2025 年 8 月分お	よび	2025 年 9 月 9	分
				(※1)	10月分(※2)	(※2)	
				(c)	(a)*(c)		(b)*(c)	
		10W まで		3. 884	7 円	77 銭	9 円	32 鈞
		10W をこえ 20W まで		7. 768	15 円	54 銭	18 円	64 釤
		20W をこえ 40W まで		15. 536	31 円	07 銭	37 円	29 釒
	電灯	40W をこえ 60W まで	1 灯	23. 304	46 円	61 銭	55 円	93 釒
空烟 電灯		60W をこえ 100W まで		38. 840	77 円	68 銭	93 円	22 釒
定額電灯 公衆街路灯A		100W をこえる 100W までご		38. 840	77 円	68 銭	93 円	22 釒
		とに						
		50VA まで		11.601	23 円	20 銭	27 円	84 釒
	小型機器	50VA をこえ 100VA まで	1機器	23. 202	46 円	40 銭	55 円	68 f
		100VA をこえる 100VA までご とに		23. 202	46 円	40 銭	55 円	68 🕯
		50VA まで		0. 313	0 円	63 銭	0 円	75 £
臨時電灯A		50VA をこえ 100VA まで		0. 626	1円	25 銭	1円	50 🕯
		100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに	1契約 1日に	0. 626	1円	25 銭	1円	50 🕯
		500VA をこえ 1kVA まで	つき	6. 260	12 円	52 銭	15 円	02 🕯
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6. 260	12 円	52 銭	15 円	02 釒
		0.5kWの場合	1 契約	-	(※3)6円	58 銭	(※3)7円	90 🕯
臨時電力		1kWの場合	1日に つき	6. 579	13 円	16 銭	15 円	79 🕯
農事用電	力	0.5kW の場合	1契約	1. 645	3 円	29 銭	3 円	95 釒
(脱穀調整用	電力)	1kW の場合	1月に	3. 289	6 円	58 銭	7円	89 🗊
		2kW の場合	つき	6. 579	13 円	16 銭	15 円	79 £

	3kW の場合		9. 868	19 円	74 銭	23 円 68 銭
	3kW をこえ 1kW を増すごとに		3. 289	6 円	58 銭	7円 89銭
従量電灯A	最初の 15kWh まで	1 契約	15. 000	30 円	00 銭	36円 00銭
臨時電灯B	15kWh 超過分	1kWh	1.000	2 円	00 銭	2円 40銭
公衆街路灯B						2 円 40 銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 k Wの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。